

改正

平成一七年 三月三〇日規則第二六号
平成一七年 八月 一日規則第七五号
平成一八年 三月一三日規則第八号
平成一九年 一月一一日規則第一号
平成二〇年 二月 四日規則第三号
平成二一年 四月 一日規則第二八号
平成二二年 三月二九日規則第一七号
平成二二年 六月二八日規則第五六号
平成二四年 四月 一日規則第三六号
平成二七年一〇月一三日規則第五九号
平成二九年 四月 一日規則第二五号
令和 元年 六月二七日規則第三一号
令和 元年 七月 四日規則第三二号
令和 元年一二月一二日規則第五一号
令和 三年 七月三〇日規則第七八号
令和 五年 三月二三日規則第一〇号
令和 五年 五月二五日規則第四五号
令和 五年 七月二四日規則第五〇号
令和 七年 七月 七日規則第四十九号

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則をここに公布する。

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第二条第四号の規則で定めるもの)

第三条 条例第二条第四号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項又は第二項に定める基準に適合しない土壤
- 三 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素によって汚染された土壤
- 四 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第七条に規定する環境基準に適合しない土壤
(土砂の搬出の届出)

第四条 条例第五条第一項及び第八条第一項の規定による届出は、別記様式第一号による土砂処理計画届出書により行うものとする。

(届出を要しない土砂の搬出)

第五条 条例第五条第一項第五号の規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

- 一 発注者が土砂の搬出先を指定して注文する建設工事に伴って発生する土砂の搬出であって、土砂の適正な処理が行われるものとしてあらかじめ知事が認めたもの
- 二 陶器、ガラスその他の製品の製造又は加工のための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）である土砂の搬出
(処理計画に記載する事項)

第六条 条例第五条第二項第十号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂の搬出先において土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土砂の搬出先における土砂埋立行為が法令等の許可、認可その他これらに相当する行為（以下「許可等」という。）を受ける必要がある場合は、当該法令等の名称及び許可等の処分の状況
- 三 土砂の搬出に係る建設工事が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令等の名称及び許可等の処分の状況
- 四 土砂の搬出量が最大となる時期における一日当たりの土砂の搬出量及び搬出に要する車両の延べ台数
- 五 その他知事が必要と認める事項

(土砂の搬出の届出の添付書類及び図面)

第七条 条例第五条第三項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂の搬出先とする土地の位置及び区域を示す図面
- 二 建設工事の区域から土砂の搬出先とする土地までの経路を示した図面
- 三 その他知事が必要と認める書類及び図面

(一時たい積した土砂の搬出の届出)

第八条 条例第六条第一項及び第九条第一項の規定による届出は、別記様式第二号による一時たい積土砂処理計画届出書により行うものとする。

(届出を要しない一時たい積した土砂の搬出)

第九条 条例第六条第一項第五号の規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

- 一 特定の建設工事等への使用を目的とした一時たい積行為に係る土砂の搬出であつて、土砂の適正な処理が行われるものとしてあらかじめ知事が認めたもの
- 二 土質改良プラントその他の施設において化学的に性質を改良した土砂の当該施設の敷地からの搬出
- 三 陶器、ガラスその他の製品の製造又は加工のための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）である土砂の搬出

(一時たい積行為に係る土砂搬出計画に記載する事項)

第十条 条例第六条第二項第五号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂の搬出先において土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 土砂の搬出先における土砂埋立行為が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令等の名称及び許可等の処分の状況
- 三 土砂を搬出する期間
- 四 土砂の搬出量が最大となる時期における一日当たりの土砂の搬出量及び搬出に要する車両の延べ台数
- 五 その他知事が必要と認める事項

(一時たい積行為に係る土砂搬出届出書の添付書類及び図面)

第十一条 条例第六条第三項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂の搬出先とする土地の位置及び区域を示す図面
- 二 一時たい積行為を行う土地の区域から土砂の搬出先とする土地までの経路を示した図面

三 その他知事が必要と認める書類及び図面

(変更の届出等)

第十二条 条例第七条第一項（同条第二項、第八条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第三号による処理計画変更届出書により行うものとする。

2 条例第七条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 条例第八条第二項第五号に規定する土砂の数量の二十パーセント（二十パーセントに相当する数量が五百立方メートルを超える場合は、五百立方メートル）以内の増加又は減少

二 条例第五条第二項第七号に規定する土砂の数量の合計の二十パーセント（二十パーセントに相当する数量が五百立方メートルを超える場合は、五百立方メートル）以内の増加若しくは減少又は条例第六条第二項第三号に規定する土砂の数量の合計の二十パーセント（二十パーセントに相当する数量が五百立方メートルを超える場合は、五百立方メートル）以内の増加若しくは同号に規定する土砂の数量の合計の減少

三 条例第五条第二項第八号に規定する搬出する期間の三月以内の延長

四 第六条第一号又は第十条第一号に掲げる事項の変更

五 その他知事が特に軽微と認める変更

(土砂の搬出に係る公表)

第十三条 条例第十一条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 勧告に従わなかった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 勧告に従わなかった事実

三 その他知事が必要と認める事項

2 条例第十一条第二項の規定による公表は、広島県報（以下「県報」という。）に登載するほか、日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認める方法によるものとする。

(完了等の届出)

第十四条 条例第十二条の規定による届出は、別記様式第四号による土砂搬出完了（廃止）届出書により行うものとする。

(届出書等の提出部数)

第十五条 条例及びこの規則の規定により提出する届出書その他の書類及び図面の部数は、正本一通及び副本二通（条例第五条第一項、第七条第一項（第八条第二項において準用する場合を含む。）又は第八条第一項の届出であって、これらの届出に係る建設工事に発注者がいる場合の届出書に

係るものにあつては、正本一通及び副本三通)とする。ただし、当該書類及び図面の処理に係る権限が農林水産事務所の長に委任されている場合の部数は、それぞれ副本一通を減じた部数とする。

附 則

この規則は、平成十六年九月二十五日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日規則第二六号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年八月一日規則第七五号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月一三日規則第八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の規定により届出、申請等を行っている者の届出、申請等については、この規則による改正後の広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年一月一日規則第一号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月四日規則第三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に土砂埋立行為の許可を受けている者又は許可若しくは変更の許可の申請をしている者が行う土砂埋立行為の構造上の基準については、この規則による改正後の広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年四月一日規則第二八号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に係る経過措置)

5 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則 (平成二二年三月二九日規則第一七号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年六月二八日規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年四月一日規則第三六号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則により改正後の各規則の様式により作成された様式とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則 (平成二七年一〇月一三日規則第五九号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年四月一日規則第二五号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第十六条第一項第三号の規定は、この規則の施行の日以後に森林法第十条の二第一項又は第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けて行う土砂埋立行為について適用する。

3 この規則の施行の日前に、広島県土砂の適正処理に関する条例(平成十六年広島県条例第一号)第十七条第一項若しくは第二項又は第二十条第二項の規定による申請をした者については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年六月二七日規則第三一号）

この規則は、令和元年九月一日から施行する。

附 則（令和元年七月四日規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一二月一一日規則第五一号）

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則（令和三年七月三〇日規則第七八号）

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

附 則（令和五年三月二三日規則第一〇号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月二五日規則第四五号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

附 則（令和五年七月二四日規則第五〇号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和五年広島県条例第二十一号）の施行の日から施行する。（令和五年九月規則第五八号で、同五年九月二八日から施行）

附 則（令和七年七月七日規則第四十九号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和七年広島県条例第三十一号）の規定による改正前の広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）第十六条の規定による許可を受けた土砂埋立行為であって、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第四項又は第二十六条第四項の規定に基づく公示がされた際に当該許可に係る土砂埋立行為が完了されていないものの取扱いについては、第一条の規定による改正後の広島県地方機関の長に対する事務委任規則の規定及び第三条の規定による改正後の広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号（第4条関係）

（表面）

土砂処理計画届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名 { 法人にあっては、
名称及び代表者の
氏名 }

広島県土砂の適正処理に関する条例 第5条第1項 第8条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の概要	建設工事の名称		
	建設工事の内容	種 別	土木工事 建築工事
		概 要	
	建設工事の区域の所在		
	建設工事の区域の面積		m ²
	建設工事に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況
建設工事の発注者	住 所		
	氏名又は名称 (代表者氏名)		
建設工事に伴って発生する土砂の数量等	数 量	m ³	
	利用等の計画 又は状況		
搬出する土砂の数量の合計		m ³	
搬 出 す る 期 間			
土砂の搬出量が最大となる時期の状況	1日当たりの搬出量	m ³	
	1日当たりの延べ運搬車両台数	台	

(裏面)

土砂の搬出先に係る事項 1	土 地 の 所 在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住 所	
		連 絡 先	
	搬 出 す る 土 砂 の 数 量		m ³
	打 合 せ 状 況		
	土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況
土砂の搬出先に係る事項 2	土 地 の 所 在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住 所	
		連 絡 先	
	搬 出 す る 土 砂 の 数 量		m ³
	打 合 せ 状 況		
	土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況
土砂の搬出先に係る事項 3	土 地 の 所 在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住 所	
		連 絡 先	
	搬 出 す る 土 砂 の 数 量		m ³
	打 合 せ 状 況		
	土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況
その他参考となる事項			
連 絡 先	電話番号 担当者	(内線)	

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号（第8条関係）

（表面）

一時たい積土砂処理計画届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあっては、
名称及び代表者の
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例 第6条第1項 第9条第1項 の規定により、次のとおり届け出
ます。

一時たい積行為	一時たい積行為を行う土地の区域の所在	
	一時たい積行為を行う土地の区域の面積	m ²
搬出する土砂の数量の合計		m ³
搬 出 す る 期 間		
土砂の搬出量が最大となる時期の状況	1日当たりの搬出量	m ³
	1日当たりの延べ運搬車両台数	台

(裏面)

土砂の搬出先に係る事項1	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
土砂の搬出先に係る事項2	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
土砂の搬出先に係る事項3	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
その他参考となる事項			
連絡先	電話番号 担当者	(内線)	

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第3号（第12条関係）

処理計画変更届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例
第7条第1項
第7条第2項
第8条第2項
第9条第2項
の規定により、次のとおり届け出
ます。

建設工事又は一時たい積行為 を行う土地の区域の所在		
処理計画届出年月日		年 月 日
変更 内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
連絡先	電話番号 担当者	(内線)

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

※第3号参考資料 搬出先等の変更の場合はこの資料を参考に変更内容を記載してください。

土砂の搬出先に係る事項1	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
土砂の搬出先に係る事項2	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
土砂の搬出先に係る事項3	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
その他参考となる事項			
連絡先	電話番号 担当者	(内線)	

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第4号（第14条関係）

土砂搬出完了(廃止)届出書

年 月 日

様

郵便番号
住 所

氏 名

〔法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事又は一時たい積行為に係る土地の区域の所在		
処 理 計 画 届 出 年 月 日		年 月 日
搬出した土砂の数量の合計		m ³
土砂搬出完了(廃止)年月日		年 月 日
搬出先に係る事項1	土 地 の 所 在	
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)
		住 所
		連 絡 先
	搬出した土砂の数量	
搬出先に係る事項2	土 地 の 所 在	
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)
		住 所
		連 絡 先
	搬出した土砂の数量	
搬出先に係る事項3	土 地 の 所 在	
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)
		住 所
		連 絡 先
	搬出した土砂の数量	
連 絡 先	電話番号 担当者	(内線)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。